

令和5年第3回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月27日（月）
午後3時30分から午後5時00分
2. 開催場所 西海公民館 2階講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員18人
4. 出席委員 （16人）

会 長	1 番	岩 崎	信 一 郎						
会長代理	2 番	松 本	千 代 治						
委 員	3 番	山 口	隆	4 番	谷 脇	文 弘	5 番	松 崎	常 俊
	6 番	津 口	祐 二	8 番	白 石	幸 憲	9 番	福 田	務
	10 番	葉 山	諭	12 番	浦 口	大 輔	14 番	朝 長	久 夫
	15 番	宮 崎	壽 治	16 番	水 嶋	政 明	17 番	葉 山	静 子
	18 番	知 念	近 海	19 番	田 中	初 治			
5. 欠席委員（2人）

7 番	岸 本	六 郎	13 番	辻 尾	政 幸
-----	-----	-----	------	-----	-----
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第9号 農用地利用集積計画の決定について
議案第10号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について
議案第11号 非農地通知の対象とすることの決定について
議案第12号 西海農業振興地域整備計画に関する意見について

報告事項 農地転用許可不要案件届について
農地の転用事実に関する照会について
農地改良届に係る工期延長について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主査：谷内 美佳
主事：松尾 唯
8. 会議の概要

事務局 只今から令和5年西海市農業委員会第3回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員18名中16名で、定足数に達しておりますので総会

は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長　　これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長　　今回の議事録署名委員は、4番：谷脇委員、5番：松崎委員にお願いいたします。

議長　　それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」1番について説明を行います。資料は2頁をお願いします。物件は、西海町面高郷字鶴ノ越の畑で、1筆439㎡の申請となっております。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、使用目的は「農業用用地 駐車場」です。事由は「譲り受け人は、畜産業を営む法人であり、事務所前を駐車場の一部として利用するもの。」となっております。議案の下段左に記載のとおり、今回の申請は、違反転用案件として、県に報告していたところ、県より追認許可相当案件として通知があり、今回の申請となりました。また、議案下段の右側に記載のとおり、申請地は、今回の申請地周辺において、古くは昭和60年頃から豚舎を建築して畜産業を営んでいました。申請地の半分以上は角度30度程の法面が占めており、残りを駐車場として利用していました。違反転用になっていたことに対しての始末書を資料9頁に添付しています。権利内容は「所有権の移転 売買」です。

6頁の字図をご覧ください。黄色で塗られたところが今回の申請地です。添付資料は、1頁及び3頁から9頁までで、1頁に位置図、3頁に付近近況図、4頁・5頁に現況写真、6頁に字図、7頁に航空写真、8頁に被害防除計画書、9頁に始末書を添付しています。8頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用するため、土砂の流出・堆積等の被害は生じない。雨水排水については、雨水は自然

流下となっております。なお、周辺の農地への営農条件に支障を生じさせない措置としては、現状のまま利用する。付近に影響を受ける農地がないことから、特段の被害防除措置は必要がない、となっております。6頁の字図及び7頁の航空写真をご覧ください。申請地は、豚舎や山林に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地と言えますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました1番につきまして、9番委員、補足説明をお願いします。

9 番 9番委員です。本日朝9時に、地元推進委員と一緒に現場を確認してきました。今事務局から説明がありましてとおり、以前からこのような形で使用しており、建物もそこに建っておらず、また県の方にもこういうふうに届け出が済んでいますので、特段問題ないであろうということで確認してきました。以上です。

議 長 ただ今、議案第8号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。私の方からちょっと補足ですが、本案は、違反転用で、事後承認というか、許可を受けた案件で、面積が少ないので県もあまり何も言わないのかも知れませんが、常設審議委員会では違反転用については、かなり厳しくなっています。農地調査等の際には、そういうところを注意して見ていただければと思います。事後に顛末書を書いただけでは、今後は難しくなっていくと思われしますので、ご留意いただきたいと思います。

議 長 続きまして、議案第8号の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」2番について説明いたします。資料は、10頁です。物件は西彼町大串郷字中

道の畑で、1筆 235 m²の申請となっております。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、譲り受け人は、西彼町小迎郷在住の個人です。使用目的は「一般個人住宅」です。事由は「現在、譲り受け人は、借家住まいですが、今回、子供の誕生を機に自宅の新築を計画するもの」となっております。また、許可があり次第、所有権を売買により移転する。」となっています。権利内容は「所有権移転売買」です。14 頁の字図をご覧ください。本申請地が黄色で塗られたところで、元々の地番より、今回転用する部分を分筆するものです。分筆を真ん中で行うこととした理由としては、赤く塗られた部分が市道で、今回のように分筆し、申請地の南西側に通路部分を設けるために、分筆したものです。添付資料は、1 頁及び 10 頁から 19 頁までで、1 頁に位置図、11 頁に付近近況図、12・13 頁に現況写真、14 頁に字図、15 頁に航空写真、16 頁に被害防除計画書、17 頁に土地利用計画図、18 頁に平面図、19 頁に立面図を添付しています。

16 頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、切土、盛土を行い、土留め工事をする、となっています。雨水排水については、雨水は、水路に放流し、生活雑排水や汚水処理については、下水に繋ぎこむ、となっています。なお、周辺の農地への営農条件に支障を生じさせない措置としては、建築物を平屋建てにして高さを加減することとし、日照・通風に支障がないようにする、となっております。14 頁の字図や 15 頁の航空写真をご覧ください。申請地は、墓地や住宅・山林に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 2 番につきまして、2 番委員、補足説明をお願いします。

2 番 2 番委員です。3 月 25 日に、地元推進委員 2 名とともに、担当行政書士の説明で、現地を確認してきました。譲り受け人は、現在アパート暮らしですが、子供の誕生を機に住宅の新築を計画するということでした。事務局の説明の中にもありましたけども、申請地は結構面積が広い中に、どうして真ん中付近にこういった分筆登記をするのかというのが、私たちが最初に感じたことでしたが、現場を見てみますと、13 頁下の写真の市道に沿って奥の方が農地として残る部分ですが、道路と 1 m 以上の高低差があります。譲り渡し人の希望として残った農地は、また作付けをしたいということで、道路に沿って手前の高低差が少ない部分から進入して、宅地の後ろを通るような形で耕作地への通路を確保したいということで、このような申請となっております。申請地は、現在休耕地となっていますが、昨年度まで耕作されており、農地としては、すぐにでも利用を再開できる状態でした。計画されて

いる住宅も平屋建てであり、周りにはいかなる障害も及ぼさない配慮がなされていますので、問題は起きないと思って見てまいりました。以上です。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 8 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料は、20 頁です。説明いたします。議案第 9 号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する、となっています。21 頁は集計表です。農用地利用集積計画集計表で、今回は、一括方式分のみとなっています。22 頁から詳細の内訳となっております。一括方式分は、22・23 頁、県公社借り入れに係る使用貸借権・賃借権設定です。14 件 40 筆 67,375 m²が今回の集積計画となっており、新規分 9 筆、再契約分が 31 筆です。農業経営基盤強化促進法第 18 条（第 1 項）の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定について」につきま

しては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 続きまして、議案第 10 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料の 24 頁をお願いします。議案第 10 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める、となっています。以前は「配分計画」と言っていたと思うんですが、この辺が促進法が改正されてこういう文言になっております。資料は 24 頁から 39 頁までです。25 頁は、合意解約分ですが、今回、解約理由としては、土地所有者の都合によりとなっていますが、賃借人の都合に変更訂正をお願いします。賃借人が作付けできなくなったため、1 筆を解約するものです。26 頁は、従来分で、西彼町下岳郷の物件で、今回の合意解約分を貸し付ける再契約となります。借り手の経営状況については、今回追加資料としてお配りしています。27・28 頁は、一括方式分についてで、新規契約分が 4 番・8・9 番・30・31 番、37 番から 40 番の 5 件、9 筆です。それ以外は再契約分です。各受け手の経営状況につきましては、29 頁から 39 頁を参照してください。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。以上 11 戸、40 筆、67,375 m²の配分計画となっております。期間等については、28 頁下を参照ください。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 従来分の 1 番及び一括分の 1 番から 3 番の補足説明を 6 番委員をお願いします。

6 番 6 番委員です。3 月 25 日に地元推進委員と現地を見に行ってきました。従来分の借り手は、現在 1 人でアスパラを主体に、水稻・野菜を栽培されております。申請地は、借り手の家から 50m ぐらいのところにあります。前任者がもう今年から作らないという話を聞いて、家のすぐ前で、自分が作ろうと思ったと話しておられました。頑張っている方ですので、よろしくお願いします。

続いて一括分の 1 番から 3 番についても、3 月 25 日に地元推進委員と一緒に見てきました。この 1 番の場所は地主さんが借り手の親戚に当たる方で、ここに借り手はアスパラのハウスを作られています。借

り手は現在 1 人で栽培されていますが、西彼町で 1 番最初じゃないかというくらい早くアスパラを取り入れた農家さんで、一生懸命頑張られています。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続きまして一括分 4 番から 9 番、18 番から 21 番、及び 39 番と 40 番の補足説明を、15 番委員をお願いします。

15 番 15 番委員です。まず、4 番の件ですが、3 月 25 日に地元推進委員と現地で確認してきました。借り手は、今年の 1 月の総会で、小迎にミカンを作るために借用申請をして承認をいただいた方です。今回の件も、2 年前から就農している後継者が、もう少し拡大したいという思いと、この地主さんがかなり高齢になりまして、手が回らなくなりつつあり、借り手を探していたというタイミングがありまして、賃貸借が成立しました。こういうやる気のある若い人たちなので問題ないと思います。なおこのミカン園は、3 年ほど前にワイヤーメッシュを建てたばかりですので、その保守管理をしっかりとやっていただくようお願いをしました。

次に、5 番から 9 番の件ですが、これは 26 日に地元推進委員と現地を確認しました。今回の申請分は、イチゴのハウス栽培で、合計で 2 反 7 畝ほどのハウスになっていまして、中を見ると、手入れがよく行き届いておりました。借り手は、今までも長年イチゴ作りをされており、今後も継続していくと言っておりました。まだ若く、実績も伴っていることから、問題はないと思います。

次に 18 番から 21 番の借り手ですが、23 日に地元推進委員と現地確認をしてきました。借り手は、1 反 8 畝ほどの規模のイチゴハウスの栽培を、母親と 2 人で営んでおり、繁忙期には 2、3 人を雇っているそうです。今回、経営内容は今までと全く変わりはありませんが、農協の勧めで公社を間に入れることにしたそうです。ハウス内も見せていただきましたけども、きれいに管理されており、問題はないと思います。

最後に、39 番から 40 番についてですが、24 日に地元推進委員と一緒に、八木原郷の現地でお話を聞いてきました。借り手は、針尾の出身で、会社勤めの後、数年前に、新規就農制度を利用して、農業を始めたそうです。現在は、小迎やあちこちに数か所の畑を借りて、かんきつ類やハーブ、これらが無農薬栽培して、八木原の漁協跡を拠点として、アロマ油を精製して、主にネット販売をしている。また、福岡とか京都の百貨店との取引もしているそうです。今回の申請地には、ダイダイを植えて、ダイダイの花から、アロマ油を精製する予定だそうです。このように新しい分野に挑戦する勢いを感じて、応援したいなと思いました。以上よろしくお願いします。

議 長 続きまして一括分 10 番から 17 番、及び 36 番の補足説明を、10 番委員にお願いします。

10 番 10 番委員です。3 月 26 日に、地元推進委員と現地を確認いたしましたが、10 番から 17 番までの 8 筆の借り手は、以前農業委員をされておられた方で、今回再契約となります。団地的には、4 団地ありまして、ほとんど優良品種に改植をされており、そのうち 2 団地は、もう成木化しています。あとの 2 団地につきましては、一時温州への改植、それから、もう 1 か所は原口早生の改植をされていました。家族について、この添付書類の上では従事者 1 名ということで、本人だけ載せてあるようですが、息子さんも同居をされており、郵便局勤めの傍ら、忙しいときには家の方を加勢するという体制をとっておられるようでして、労力的にも今のところは非常に安定しているということで、確認をしてまいりました。それから、28 頁の 36 番の借り手ですが、この方の園も再契約ということですが、北原温州への優良系統への更新をされた成木園であり、立派に管理が行き届いていました。借り手は 75 歳ということでありますが、長男が農業公社に勤め、現在同居しておられるということで、土曜日曜や忙しい時には、手伝いをされるということでありました。また、小迎南風崎地区の基盤整備にも参入されています。以上、確認をいたしましたところ、二方とも問題ないということで判断をしてきております。以上です。

議 長 続きまして一括分 22 番と 23 番、及び 37 番と 38 番の補足説明を、17 番委員にお願いします。

17 番 17 番委員です。3 月 25 日に、5 番委員と地元推進委員と一緒に現地を見てきました。22 番 23 番の借り手は、父親所有の土地を借りる形になっていまして、ハウスでイチゴを作っていました。それで、今年からベンチスタイルというもので栽培し始めたということで、水とか肥料はチューブで灌水するみたいな形で、新しいやり方で頑張ってやっていたので、こちらのほうはすごく意欲的に取り組んでおられ、問題ないと思います。許可をお願いしたいと思います。そしてその次の 37 番 38 番についてですが、もともとは太田和に住んでおられた方が地主でしたが、様々な事情により、現在は山形県在住でこの土地を管理することが出来ないような立場の方が相続により地主となられています。このうち耕作地目が「樹園地」になっている方は 5 番委員がずっと管理をしていましたが、もう手が回らないということで返しましたところ、今度は中間管理機構を通して、借り手が借りるということになりました。この借り手に関しましては、ちょっとコンテナと

か、肥料・農薬の袋とかをあまり片付けないような人物で、多少問題はあるようですが、誰かが耕作しないとすぐに山林化してしまうような場所でもありますので、耕作放棄地が少しでも減るという観点から考えれば、やっぱり許可していただいたほうがいいのかなと思います。5 番委員、補足することがあればお願いします。

5 番 今回の借り手に関しては、過去に草刈りや道の管理に関して、私や周りの耕作者が、注意や申し入れをしてもなかなか聞き入れてもらえないという事情がありました。今回借り入れる農地は、行き止まりの場所になりますので、迷惑をかける場面は比較的少ないとは思いますが、それでも 1 人の耕作者が、隣接していますので、肥料袋やビニールが風で飛んで行くなどして迷惑が掛からないよう、また、返した農地に資材などを置きっぱなしにしているところもありますので、そういったところを中間管理機構から指導してもらうようにお願いしたいと思います。

議 長 続きまして一括分 24 番から 35 番の補足説明を、3 番委員にお願いします。

3 番 3 番委員です。3 月 22 日に、本人とお会いして、現場をちょっと、見させてもらいました。24 番から 31 番までの借り手は平原のイチゴ農家で、今回更新をされるところは、イチゴのハウスと、育苗施設が建っております。後継者として入られて、前向きに取り組んでおられますので、大丈夫かなと思って、見てきました。

続きまして、32 番から 35 番までの借り手のところでもお話を聞いてまいりましたが、ここもイチゴのハウスが建っておりまして、これの再契約という形になります。1 か所 35 番の下原というところは、水田をつくっておられるということで、ここも後継者の方が、保育園を辞めて、就農されたということで、将来有望かなと思っておりしますので、問題ないかと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 10 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何か質問等ございませんか。色々意見が出たようですが、いいですか。中間管理機構を通して借りて、後片付けをきれいにしない等の問題は、以前にも出た問題でありますので、事務局の方で承認を伝達する中で、きちんと申し添えを行ってください。よろしいでしょうか。意見ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございません

んか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 10 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 11 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は通常分がありませんので、同意書分を議題いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 11 号「非農地通知の対象とすることの決定について」 同意書分について説明を行います。資料は、40 頁からです。今回は 同意書分として、1 番から 11 番までが、西彼町の物件で 3 件、11 筆、12 番から 20 番までの西海町の物件が 1 件 9 筆、21 番から 26 番まで 大島町の物件が 1 件 6 筆、27 番の大瀬戸町の物件が 1 件 1 筆、合計 6 件 27 筆 24,422.30 m²が今回通常（同意書）分として計上されています。1 番から 3 番までの西彼町の物件は 42 頁に航空写真配置図 47・48 頁に航空写真を添付しています。以下、航空写真配置図の左側に町名と郷名と併せて配置図の赤枠内の番号が、40 頁 41 頁の一覧表の物件の郷の部分の配置図となっています。また、47 頁以降の航空写真については、左側に町名・郷名を記載しており、右側にある西彼 1 とか西彼 2 とかの番号が、航空写真配置図を示しており、航空写真には、40・41 頁の一番左側の番号とナンバー表記している番号が一致し、地番の表記をしています。併せて赤枠がその土地の筆界を示しています。後は、番号毎にそれぞれ対応する 航空写真配置図並びに航空写真を添付していますので、省略します。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。当月通常分はありませんでしたので、同意分のみの 6 件・27 筆 24,422.30 m²について審議をお願いします。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 11 号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 11 号の同意書分 1 番から 27 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 12 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第 12 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」を説明します。資料は、56 頁からです。今回は、前回の議案に記載していたことの変更が、長崎県より指摘がありましたので、2 件を修正するものです。先ずは 1 番を説明します。58 頁が前回の議案で修正前、下の 59 頁が今回修正するものです。罫線が濃くなっているところが、修正するところです。転用予定者を、諫早市在住の個人から、西彼町喰場郷の法人へと変更・修正し、変更も目的も原野から発電プラント設置（バイオマス事業のため）となり、変更の事由も変更・修正します。物件の所在等の変更はありません。資料 64 頁・65 頁をお願いします。64 頁の航空写真に申請地を表記しており、その北側に建物があると思いますが、その建物が、申請法人の事業用地で、ここで木屑粉碎業並びに製材業を営んでいます。65 頁の一番上段の 1 変更理由に記載のとおりで、現在申請地がある喰場郷地区内で木屑粉碎業並びに製材業を営んでいる申請法人が、木質バイオマスボイラー発電設備を設置し、発電事業を行うため、候補地を探しておりましたが、なかなか適当な場所がありませんでした。本件の場所は、原野となっており、計画者の事業地に隣接しており、やむなく本件土地にて申請します、となっております。以下選定理由や被害防除措置を記載しております。66 頁が被害防除計画書で 67 頁が土地利用計画図となっております。被害防除計画書の内容ですが、盛土・切土を行い、土留め工事を行う、雨水の排水は、貯水池を設け、水路に放流することとし、周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせない。となっております。以上のことから、農用地区域から除外するもの。となっております。添付資料は、60 頁に付近近況図、61 頁から 62 頁は、現況写真、63 頁に字図、64 頁に航空写真、65 頁に変更理由、66 頁に被害防除計画書、67 頁に土地利用計画図を添付しています。

引き続き、除外分の 2 番について説明します。資料は、68 頁・69 頁です。これも、県の指摘により修正するもので、68 頁が前回の議案で修正前、下の 69 頁が今回修正するものです。罫線が濃くなっている

ところが、修正するところです。転用予定者と変更の目的を修正します。転用予定者は西海町中浦北郷の法人で変更の目的は山林化によるもの、と修正します。申請地は、西海町太田和郷字後藤ノ山の畑で面積は1,513 m²です。申請地は、既に山林化しており、非農地通知が交付された土地であります。また、申請地は申請法人の砕石採取の変更予定地の区域に含まれており、変更予定地の計画区域内周辺の土地も同様に山林原野化し、農用地区域外となっています。よって、法第10条第3項各号のいずれにも該当しないことに併せて、①農振計画達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼす恐れがない、②除外により周辺の農業生産に影響を及ぼす恐れがない、③今後も耕作の見込みがない。以上のことから、農用地区域から除外するもの。となっております。添付資料は、70頁に付近近況図、71頁・72頁の現況写真、73頁に字図、74頁に航空写真、を添付しています。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました通り、本案は、前回審議し承認をいたしました議案につきまして、再度、計画変更理由等の修正を審議するものでありますので、補足説明は省略し、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

16番 16番委員です。バイオマス発電の方で質問ですが、ばい煙とかそういうものの影響っていうのは、周りには出ないのでしょうか。要するに燃焼させることによる煙です。煙・におい、近くにゴルフ場もあるし、すぐ下に圃場もありますが、そういうのを、都市部だったらこういうのはかなり問題になると思われませんが、山林ではありますけど、近くにゴルフ場とかそういうところがありますので、その辺とのお話合いというのはちゃんとされているのかなと思ひまして、お聞きしたいと思います。

事務局 事務局から説明を申し上げます。バイオマス発電設備ということで、周辺農地に対する影響は、66頁にありますように、被害防除計画で説明をさせていただいているところであります。その他の、一般的な公害といいますか、煙でありますとか、そういった影響につきましては、農振除外後、あるいは転用許可後の環境アセスメントや開発許可申請等にかかる審査の段階で、審査がなされるものと認識しております。以上です。

議 長 ほかに何かありませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について「意見なし」とすることに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 12 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」につきましては、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について事務局お願いいたします。

事務局 引き続き、報告事項について説明を行います。資料は 75 頁からです。今回の報告についての位置図がこの資料です。転用許可不要案件届が 1 件と転用事実に関する照会についてが 1 件、農地改良届に係る工期の延長届が 1 件です。まずは 1 番から報告します。資料 76 頁をお願いします。今回届けがあった物件は、西海町天久保郷字高岳の畑で面積 743 m²の内 200 m²が利用面積です。利用部分は、木材チップの置場として利用するものです。申請者は、西海町天久保郷在住の造園業を営む、個人です。今回の申請地に 5 m×20m の区画で 2 面、合計で 200 m²に木材チップを置き、そのチップが肥料になるまでの置場として利用するものとなっております。添付資料は、77 頁に付近近況図、78 頁・79 頁は現況写真、80 頁に字図、81 頁に航空写真、82 頁に被害防除計画書を添付しています。82 頁の被害防除計画書の内容ですが、現状のまま利用する、とのことで、特段、被害発生の恐れはないとなっております。

引き続き、報告事項 2 番の農地の転用事実に関する照会について説明します。資料は、83 頁です。今回、令和 5 年 3 月 2 日付 長崎地方法務局佐世保支局より照会があった件です。3 月 9 日金曜日 13 時 30 分より、関係者で集まり現地調査を行い、同日付で、法務局へ回答しました。所在地は、西海町七釜郷字後平で、地番、地目、面積については議案書記載のとおりです。申請地は、令和 4 年 3 月 14 日で農地転用許可不要案件届があり、同年同月 25 日に総会で報告されたものです。

最後に、報告事項 3 番の農地改良等届出に係る工期の延長届について、を説明します。資料は、89 頁です。今回報告分は、既に改良届が提出されている西彼町の物件で、工期の延長届を受け付けましたので、報告するものです。所在地は、西彼町小迎郷字丸尾です。工期の延長理由としては、土砂の搬入量が不足しており、現在のところ埋立完成まで 90%の進捗率で、工期を令和 5 年 3 月 31 日完成予定を令和 8 年 3 月 31 日完成予定と変更しております。

添付資料は、90 頁に付近近況図、91 頁・92 頁は現況写真、93 頁に当初提出時の被害防除計画書、94 頁に航空写真を添付しています。以上で報告の説明を終了します。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

 次回の総会は

 日時 令和 5 年 4 月 25 日(火) 午後 3 時 00 分から

 場所 西海公民館 2 階講堂

代 理 これをもちまして西海市農業委員会令和 5 年第 3 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 5 年 3 月 27 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人